

審議会等の会議結果報告

1. 会議名	令和3年度 第1回松阪市景観審議会
2. 開催日時	令和3年8月4日(水) 午後2時00分から午後4時47分
3. 開催場所	松阪市本町2176番地 松阪市産業振興センター 2階人材育成講座室
4. 出席者氏名	(松阪市景観審議会委員) 浅野 聡(会長)、門 暉代司(副会長) 地主 昌美、 宮本 留規、山本 真帆、榎井 孝明、中北 直子 (事務局) 建設部部長：伊藤 篤 建設部次長：小林 努 都市計画課長：松本 尚久 景観担当主幹兼景観係長事務取扱：松野 直樹 景観係：亀谷 佳伸
5. 開催および非公開	公開、一部非公開
6. 傍聴者数	1名
7. 担当	松阪市建設部都市計画課景観係 電話 0598-53-4166 FAX 0598-26-9118 e-mail tos.div@city.matsusaka.mie.jp

令和3年度 第1回松阪市景観審議会 事項書

日時: 令和3年8月4日(水)14時00分より

会場: 松阪市産業振興センター 2階

人材育成講座室

1. あいさつ

2. 審議事項

(1) 景観計画重点地区の指定(案)について[継続]

【資料1～3】

(2) 松阪市景観計画の変更(案)について[継続]

【資料1～3】

(3) 重点地区「松坂城跡周辺地区」の景観形成基準の変更(案)について[継続]

【資料1～3】

(4) 歴史的建造物の認定について 【非公開】

【資料4】

3. 報告事項

(1) 景観計画の課題検討について 【非公開】

【資料5】

(2) 松阪市歴史的まちなみ修景整備事業補助金交付要綱について 【非公開】

【資料6】

4. その他

事務局 ・ 審議会の開会
・ 傍聴者の説明 等
・ あいさつ（伊藤部長）
・ 配布資料の確認
・ 新たな委員の紹介

事務局 それでは議事進行につきましては会長にお願いしたいと思います。会長、よろしくお願いいたします。

会長 皆さんお忙しいところ、今年度の第 1 回松阪市景観審議会にご出席いただきましてどうもありがとうございます。それでは早速事項書に基づいて議事を進めていきたいと思ひます。まず本審議会の成立の可否について事務局から報告をお願いします。

事務局 景観審議会委員 8 名中 7 名の委員の方に出席いただいております、松阪市景観規則第 26 条 2 の規定により審議会が成立しています。

会長 ありがとうございます。それでは、本審議会は成立していますので進めていきたいと思ひます。事項書に書かれている通りですが、審議事項として 4 件、報告事項として 2 件ございます。事務局に確認ですが、審議事項の（4）から先は非公開ということによろしいですか。

事務局 その通りです。

会長 審議事項の（4）からは個人情報等も入ってきますので非公開とさせていただき、審議事項の（1）から（3）までは公開で進めていきたいと思ひますのでよろしくお願ひいたします。それでは、審議事項（1）、議案第 1 号、景観計画重点地区の指定案について、事務局より説明をどうぞよろしくお願ひいたします。

事務局 ・ 審議事項（1）について説明

会長 それではただ今説明がありました資料について何か委員の皆様から最終的に確認したいことやご意見などがござひますか。

数年、時間がかかりましたが、地域の住民の皆さんから賛同をいただきまして、中万地区の重点地区指定がようやく現実的になって参りましたので、この地区指定の案については、審議会として了承させていただくということで対応させていただきます。長期間この件について審議をしていただきありがとうございます。

それでは続きまして、審議事項の議案第 2 号松阪市景観計画の変更案について、説明をよろしくお願いいたします。

事務局 ・審議事項 (2) について説明

会長 こちらは前回委員の方からご意見をいただいた点の訂正内容の確認と、中万地区が正式な重点地区になることに伴い重点地区の候補地区から外すということが景観計画の内容の見直しということになっています。特にご意見がなければ、議案第 2 号も原案の通り承認とさせていただきたいと思いますがよろしいでしょうか。

それでは続きまして事務局から議案第 3 号の説明をお願いいたします。

事務局 ・審議事項 (3) について説明

会長 ただ今説明がありました議案第 3 号ですが、事務局から説明がありました通り、都市計画審議会でも異議は出されずに方針について了解していただいたという状況です。議案第 3 号についてご質問ございますでしょうか。

委員 1 点だけ確認をさせていただきます。前の審議会でもお聞きしたのですが、槇垣のことに文化課の補植という補助制度がこちらに替えられるということになるのか、最終的にその辺の調整はどうなりましたか。

事務局 はい、生垣の剪定と補植については文化課、全くないところやブロック塀を壊して新規で植栽される場合については、都市計画課と住み分けております。

委員 文化課の方は補植の場合 1 本千円、こちらは 2m 以上で補助対象となり、2m だと槇垣が 4、5 本位でしょうか。その補助率としてはどちらがよいのでしょうか。

事務局 文化課とは重なっておりません。文化課の場合、補植は 1 本千円ですが、都市計画課は新規が対象で、苗のほかに土壌の改良費等も補助の対象としていくということで住み分けを行っております。

委員 私が文化課にいた頃は、例えば全くないところに生垣を植えた場合も、補植の方の補助金を出していました。その辺の重複があると思ったので確認しました。

会長 文化課にはこういう補助金があり、二つの制度がうまく住み分けられていますと聞いた解説が、景観形成基準を解説する町並みルールのところにあると、より親切かと思うのですが、事務局いかがですか。

事務局 地域の方に景観形成基準の変更についてはお知らせをする必要がありますので、

その際に文化課の制度との違いや住み分けを資料につけていく形で周知をさせていただければと考えております。

会長 解説があったらより親切だと思い提案したのですが、委員いかがですか。

委員 そういう周知がされていないように思いましたので質問しました。

会長 では他の委員の方から何か、議案第 3 号につきまして、何かご質問ご意見ございますか。

特にご意見がありませんので、議案第 3 号も原案の通り承認したいと思います。提案ですが、記載内容は事務局一任としますので、このまちなみルールのところは 1、2 行記載を入れていただけますか。武家地の景観における槇垣の大切さを都市計画審議会の方でも後押ししていただいたということですので、その方向も踏まえて、文化課の補助金と調整してこうなっていますと記載があると、初めて見た人にとってよりわかりやすいと思います。

事務局 わかりました。それも含めて補助金のところに追記すればいいかと思っておりますので、対応させていただきます。

会長 都市計画課が直接補助するわけではないですが、参考情報として数行記載をお願いいたします。対応は事務局の方に一任をさせていただきますが、もう一度諮りたいと思います。議案第 3 号は、原案の通りということよろしいでしょうか。はい。どうもありがとうございます。それでは、議案第 1 号から第 3 号につきましては原案の通りとさせていただきます。

ここから先は個人情報もありますので、非公開とさせていただきます

(非公開)

審議事項 (4) 歴史的建造物の認定について

報告事項 (1) 景観計画の課題検討について

報告事項 (2) 松阪市歴史的まちなみ修景整備事業補助金交付要綱について

・ 閉会のあいさつ (小林次長)